

港長公示第 1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 6 日

岩 国 港 長（公印省略）

岩国港第 2 区新港ふ頭付近海域における航泊の禁止について

岩国港新港ふ頭及び前面海域において、花火大会が行われるため、下記により船舶（花火大会に従事する作業船舶、岩国港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 8 年 7 月 18 日（土）19 時 30 分から花火打ち上げが終了し安全が確認されるまで（21 時予定）

（荒天等により行事が中止された場合、翌 19 日（日）の同時間帯）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- イ 岩国港北防波堤灯台（北緯 34 度 11 分 38.3 秒 東経 132 度 14 分 04.6 秒）から真方位 230 度 215 メートルの地点
- ロ 同灯台から真方位 93 度 370 メートルの地点
- ハ 同灯台から真方位 141 度 945 メートルの地点
- ニ 同灯台から真方位 163 度 960 メートルの地点
- ホ 同灯台から真方位 182 度 990 メートルの地点

3 標識

上記ロ、ハ及びニの 3 地点には、区域明示用灯付ブイ（黄色 4 秒 1 閃光）が設置されている。

4 備考

航泊禁止期間中、巡視艇等が警戒にあたるので、指示等があった場合は、これに従うこと。

航泊禁止区域図

